

火山防災協議会設置の 推進に向けた検討

火山防災対策の推進に係る検討会

第3回検討会における委員意見への対応 「火山防災協議会設置の推進に向けた検討」に対するご意見

委員からの主なご意見

- 今後、日本各地で火山活動が活発化することが予想される中で、火山防災協議会等が主体となって避難計画の策定や火山ハザードマップの策定を行うべきであり、協議会等の活動を支える全国火山防災連絡会議設立の意義は大きい。
- 全国火山防災連絡会議の設立にあたっては、既設の協議会だけでなく、協議会未設置の火山周辺の地方公共団体にも声をかけるべきである。

対応(案)

- ◆ 関係省庁(気象庁,消防庁,国土交通省砂防部等)にも相談し、全国火山防災連絡会議の設立に向けて検討させていただきます。

委員からの主なご意見

- 全国火山防災連絡会議の実務的な運用手法について検討し、会議を継続させる仕組みを作ることが重要である。

対応(案)

- ◆ 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会等の事例を参考に会議を継続させる仕組みについて検討します。

⇒【検討会資料3-1】本資料のP.12～P.14に参考事例を追加

第3回検討会終了後に寄せられた委員意見への対応 「火山防災協議会設置の推進に向けた検討」に対するご意見

委員からの主なご意見

- 平成23年12月の防災基本計画の改訂により、「火山防災協議会」の位置付けが明確化されるとともに、「都道府県・市町村・国の関係機関・火山専門家等で構成される火山防災協議会での共同検討を通じて、住民等の避難について(噴火シナリオ、ハザードマップ、噴火警戒レベル、避難計画、訓練などすべてを)策定する」という指針の原則が正式に国全体の基本計画に位置付けられたところである。本件については、火山防災の施策の推進にとって大変大きなことであり、検討会や懇談会においても積極的に情報を共有し、全国にも周知してほしい。

対応(案)

- ◆ 検討会、懇談会において、防災基本計画の改定内容を共有するとともに、広く周知してまいります。

⇒【検討会資料3-1】本資料のP.4～P.6に「防災基本計画」の修正内容を記載しました。

委員からの主なご意見

- 都道府県に対して予算措置を促すとともに、国においてもこれら経費を交付税又は交付金等で財政支援する制度を創設する等の取組が必要である。

対応(案)

- ◆ 本会議の「とりまとめ」に、補助金等の予算措置も推進すべきである旨、明記します。

⇒火山連携会議については、火山砂防フォーラムとの共催など、都道府県や市町村の金銭的な負担が少なくなるように配慮します。

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

防災基本計画の一部修正についての報告

政府は、平成23年12月27日に中央防災会議を開催し、東日本大震災等の教訓を踏まえ**防災分野の最上位計画である「防災基本計画」**を一部修正した。

一部修正には、火山災害対策編も含まれ、「**火山防災協議会**」の**位置付け**が明確に記述された。

火山防災協議会に関わる主な記述内容について(1)

第1章 災害予防

第2節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

○地方公共団体は、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等(以下「**火山防災協議会**」という。)における**検討を通じて**、それぞれの火山の特質を考慮して、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

(2)火山防災協議会に関わる主な記述内容について(2)

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

○都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、**火山防災協議会を設置するなど体制を整備する**よう努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、**火山防災協議会における検討を通じて**、各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備を推進するものとする。

1 災害発生直前対策関係

(2) 住民等の避難誘導體制

○地方公共団体は、**火山防災協議会における検討を通じて**、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行うものとする。

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(5) 防災関係機関相互の連携体制

○国〔内閣府〕は、地方公共団体からの要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣し、地方公共団体、**火山防災協議会の活動**を支援するものとする。

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

火山防災協議会に関わる主な記述内容について(3)

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

2 警戒区域の設定, 避難勧告等

○国は, 地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、**火山防災協議会における検討を通じて**、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

○地方公共団体は, **平常時からの火山防災協議会における検討結果**に基づき、気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。



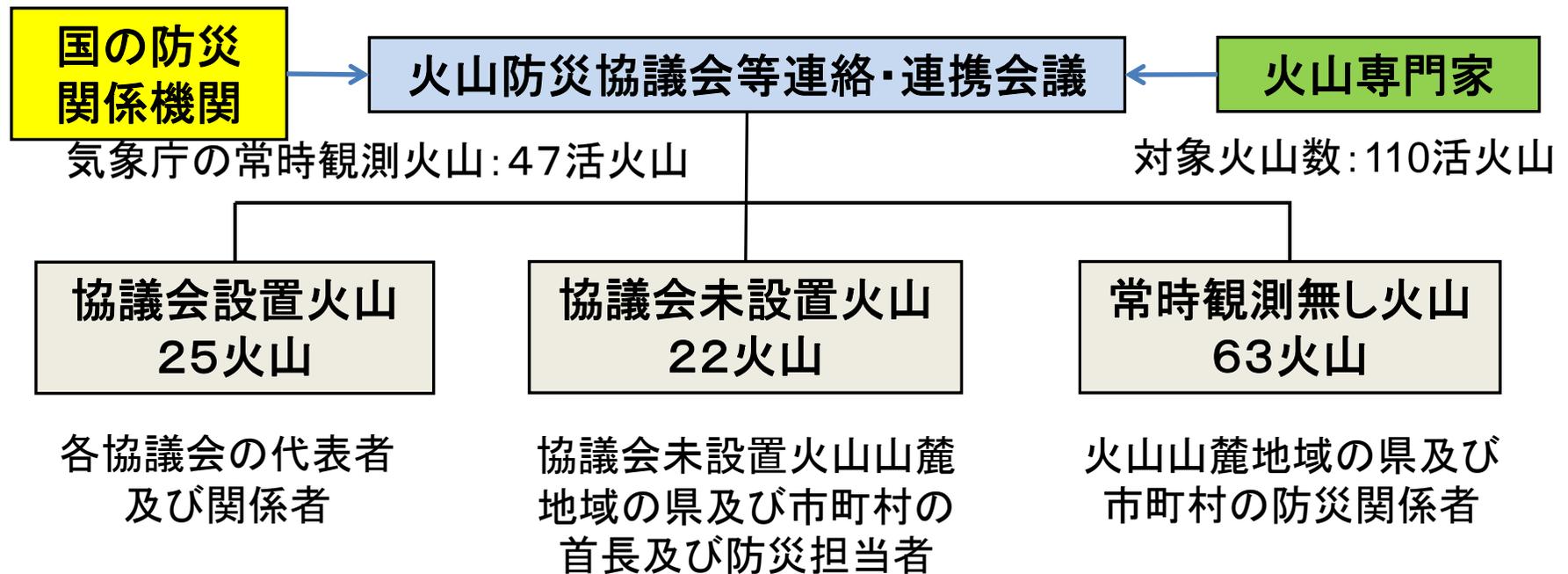
「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」(平成20年3月19日)
火山情報等に対応した火山防災対策検討会
の内容が反映された。

火山防災協議会等連絡・連携会議（仮称）

(1) 設置目的

火山防災協議会等連絡・連携会議は、火山噴火時等の避難に係る火山防災対策の取組をより推進するため、防災基本計画に示された各火山の協議会、国、地方公共団体等がそれぞれの取組による火山関係の情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取り組むべき課題について検討することを目的とする。

(2) 会議構成



噴火時等において後方支援拠点となりうる地方公共団体

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

(3)開催回数及び開催地

開催回数:年2回(定例会議)

必要がある場合(火山噴火等)、臨時会議を行う。

開催地 :①東京開催(運営会議) : (案)消防庁火山担当者会議に合わせて開催

②地方開催(学会発表方式) : (案)火山砂防フォーラムとの共催

(4)役員

議長 :1名

副議長 :2名 (案)副議長①今年度地方開催地の都道府県の市町村長

(案)副議長②次年度地方開催地の都道府県の副知事

監事 :1名

(5)事務局

内閣府(防災担当)(参事官)、気象庁(火山課長)、消防庁(防災課長)、国土交通省(砂防部地震・火山砂防室長)、役員のある都道府県と市町村

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

(6)実施事項

- (1) 火山防災対策に係る各火山防災協議会の取組に関する情報交換及び意見交換
 - 火山ハザードマップ等、避難計画の整備状況・内容
 - 避難路・避難小屋等のハード対策の計画・実施内容
 - 避難が長期化した場合の対応方法 など
- (2) 火山噴火時等における避難に係る調査、研究、講習会等の開催
 - 火山監視・観測に関する調査・研究結果等
 - 新任防災担当者向けの講習会
 - 大規模噴火時の防災体制構築 など
- (3) 平常時における地域活性化に向けた活動についての情報交換及び意見交換
 - ジオパークの事例
 - 自然公園の事例
 - 観光を活用した火山防災の事例
 - 環境問題とその対策 など
- (4) そのほか火山連携会議の目的を達成するために必要なこと



事務局会議を年数回実施し、継続的な取組みとなるよう、話題性のある議題を企画・立案する。なお、火山専門家等の助言体制下の運営により、火山連携会議の企画内容の正確性を損なわないようにする。

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

(7)火山連携会議構成員

1)協議会設置済み火山

●雌阿寒岳、●十勝岳、●樽前山、●有珠山、●北海道駒ヶ岳、●岩手山、●那須岳、
●草津白根山、●浅間山、●新潟焼山、●焼岳、●御嶽山、●富士山、●箱根山、
●伊豆東部火山群、●伊豆大島、●三宅島、●九重山、●阿蘇山、●雲仙岳、●霧島山、●
桜島、●薩摩硫黄島、●口永良部島、●諏訪能之瀬島 **以上の25火山**



火山防災協議会の代表者及び関係者、
噴火時等において後方支援拠点となりうる地方公共団体

2)協議会未設置火山

●アトサヌプリ、●大雪山、●倶多楽、●恵山、●岩木山、●秋田焼山、●秋田駒ヶ岳、
●鳥海山、●栗駒山、●蔵王山、●吾妻山、●安達太良山、●磐梯山、●日光白根山、
●乗鞍岳、●白山、●新島、●神津島、●八丈島、●青ヶ島、●硫黄島
●鶴見岳・伽藍岳 **以上の22火山**



火山山麓地域の都道府県および市町村の首長、防災担当者及び砂防担当者、
噴火時等において後方支援拠点となりうる地方公共団体

火山防災協議会等連絡・連携会議(仮称)

3)その他火山

- 知床硫黄山、●羅臼岳、●天頂山、●摩周、●雄阿寒岳、●丸山、●利尻山、●恵庭岳、●羊蹄山、●ニセコ、●渡島大島、●茂世路岳、●散布山、●指臼岳、●小田萌山、●択捉焼山、●択捉阿登佐岳、●ベルタルベ山、●ルルイ岳、●爺爺岳、●羅臼山、●泊山、●恐山、●八甲田山、●十和田、●八幡平、●鳴子、●肘折、●沼沢、●燧ヶ岳、●高原山、●赤城山、●榛名山、●横岳、●妙高山、●弥陀ヶ原、●アカンダナ山、●利島、●御蔵島、●ベヨネース列岩、●須美寿島、●伊豆鳥島、●孀婦岩、●西之島、●海形海山、●海德海山、●噴火浅根、●北福德堆、●福德岡ノ場、●南日吉海山、●日光海山、●三瓶山、●阿武火山群、●由布岳、●福江火山群、●米丸住吉池、●若尊、●池田山川、●開聞岳、●口之島、●中之島、●硫黄鳥島、●西表島北北東海底火山 **以上の63火山**



火山山麓地域の都道府県および市町村の防災担当者及び砂防担当者
(参加希望者)

4)国の防災関係機関

- 内閣府、●気象庁、●消防庁、●国土交通省(砂防部署) など

5)火山専門家

- 火山噴火予知連絡会委員、●火山防災エキスパート 等

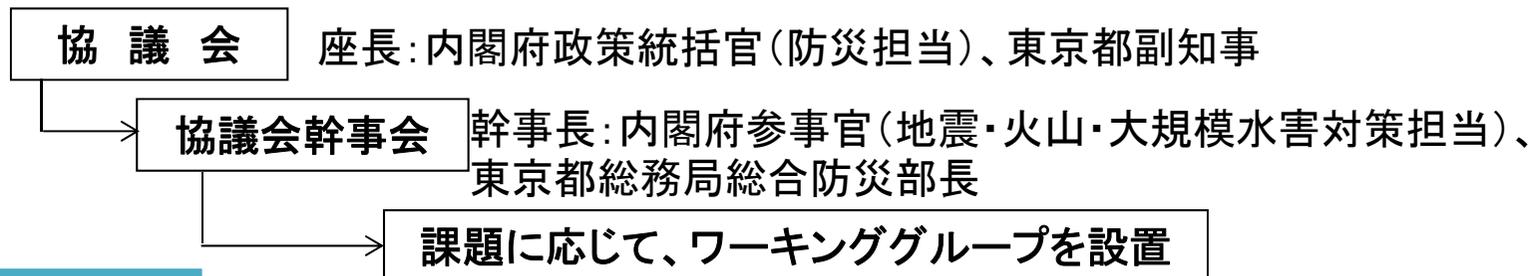
参考事例：会議を継続させる仕組みの事例

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

(1) 検討目的

協議会は、首都直下地震の帰宅困難者等について、自助・共助・公助の総合的な対応を図るため、国、地方公共団体、企業等がそれぞれの取組に係る情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取組むべき横断的な課題について検討することを目的とする。

(2) 検討体制



(3) 構成機関

国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等の31機関

(4) 検討内容

- ① 東北地方太平洋沖地震の際の帰宅困難者対策の検証
- ② 帰宅困難者等対策の具体化
 - ・各主体の取組(周知徹底、備蓄等)
 - 各主体において順次取組(進捗状況について報告)
 - ・連携施策

ワーキンググループにおいて具体の検討を進め、1年を目途に一定の成果をとりまとめ

参考事例：事務局に開催地の関係機関を入れた事例

火山砂防フォーラム

(1) 目的

火山地域の自治体が、火山と地域の安全についての理解を深め、相互に情報交換を行うこと、及び火山地域のすばらしい自然環境を後世に引き継ぎ、火山災害から人命と財産を守り、安全で活力あふれる今後の地域づくりに資すると共に、火山砂防事業の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施事項

- ① 火山砂防フォーラムの管理運営に関すること。
- ② その他、本委員会の目的を達成するために必要な事項。

(3) 事務局

火山砂防フォーラム運営事務局をおく。事務局長は当該年の火山砂防フォーラム開催地の市町村とする。

1. 当該年の火山砂防フォーラム開催地 市町村(運営事務局長)
2. 当該年の火山砂防フォーラム開催地 都道府県 砂防主管課
3. 当該年の火山砂防フォーラム開催地 国土交通省地方整備局
4. 国土交通省砂防部(事務局幹事)
5. 気象庁地震火山部
6. その他、委員長が必要と認めるもの

(4) 委員数

委員は、幹事委員30名、委員149名の合計179名の市町村長で構成

参考事例：大規模な協議会の開催事例

全国航空消防防災協議会

(1) 目的

消防・防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)に係る地方団体相互の連絡協調を推進し、全国の住民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的とする。

(2) 実施事項

- 1.ヘリの運用に関する地方団体間の情報連絡
- 2.ヘリによる消防防災活動に関する情報の提供等による支援
- 3.ヘリの効果的運用に資するための調査・研究
- 4.ヘリ搭乗員の技術向上等に係る研修
- 5.その他本会の目的達成のため必要な事業

(3) 会議および事務局

会議は、総会及び幹事会

総会は定例会(年2回)及び臨時会

幹事会は、必要がある場合(幹事は各ブロックの代表他)

事務局は、幹事会の議を経て、会長が定める。

(4) 構成会員

構成会員数は、47都道府県とヘリを保有する16市町村の合計63機関